

## 令和5年度第9回銚子市農業委員会会議録

1 日 時 令和5年11月13日（月）午後3時30分

2 場 所 銚子市役所2階会議室

3 議 題

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請処理について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請処理について

議案第3号 農用地利用集積計画について

4 出席者（在任委員26名中25名）内農業委員出席15名

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	坂尾 清志	2	加瀬 明	3	平津 清
4	加瀬 芳枝	5	藤ヶ崎 勘兵衛	6	信太 庄一郎
7	高橋 律子	8	宮内 弘	9	加瀬 佳二
10	山口 雅明	11	唐津 茂雄	12	山口 昭彦
13	木内 和夫	14	高木 伸行	15	島崎 隆
16	岩瀬 定雄	17	嶋田 正明	18	野口 英夫
19	向後 繁範	20	多田 秀一	21	関根 弘幸
22	欠 席	23	石毛 清	24	宮内 春雄
25	早船 徳治	26	宮内 一郎		

5 欠席者 議席番号22番 鈴木 正明委員

6 事務局出席者（4名）

事務局長	榊原 晴彦	主 査	佐藤 誠之
主任主事	寺井 大智	主 事	鈴木 江美

7 会議の概要

午後3時30分開会

議 長 それではただいまより、令和5年度第9回銚子市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席者は、議席番号22番鈴木 正明委員1名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半

数の出席がありますので、本総会は成立いたします。

会議に先立ちまして、先例にならない議事録署名人2名を議長が指名することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

全員異議なしと認めまして、私の方から指名いたします。

議席番号10番 山口 雅明委員

議席番号11番 唐津 茂雄委員 このお二人に議事録署名

人をお願いいたします。議事に入る前に、各委員にお願いがあります。

農業委員会等に関する法律第31条第1項で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されておりますので、該当議案につきましては、議事進行前に退席くださるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議長

事務局の朗読が終わりました。

順位1番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の1

〇〇委員

それでは、順位1番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第3条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、東京都〇〇区〇〇〇〇です。申請の地番、地積は桜井町158番、登記簿地目田、現況田、地積1,031㎡外2筆合計地積1,899㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道356号線を東庄方面に向かい、桜井町公園から500m先を右折し、250m進んだ右側外です。現在は稲刈りの後でした。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、県外におり、活用できる譲受人に譲渡します。譲受人は、申請地を取得して経営規模を拡大します。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思

ますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長 担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

〇〇委員 譲渡人の住所が、東京都であるが、この方がどうしてこの土地を所有しているのか教えていただきたい。

事務局 相続により所有しています。

議 長 ほかに、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長 ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

順位 2 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 1 号の 2

〇〇委員 それでは、順位 2 番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第 3 条の規定による贈与による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、同町同番地〇〇〇〇です。申請の地番、地積は春日町 1 3 5 2 番、登記簿地目田、現況田、地積 1 0 2 1 m<sup>2</sup>外 1 筆合計地積 1, 3 3 1 m<sup>2</sup>です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道 1 2 6 号線を旭方面に向かい春日町市立銚子高校第 2 グランドの手前を左折し 1 5 0 m 進んだ左側です。現在は耕作されていませんでした。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、主として農業経営をしている譲受人へ譲り渡します。譲受人は、譲渡人の希望によります。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長 担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

順位 3 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 1 号の 3

〇〇委員

それでは、順位 3 番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第 3 条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は高神西町 4 8 0 1 番、登記簿地目畑、現況畑、地積 6 7 4 m<sup>2</sup>です。申請地は、農振農用地域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、潮見町から小川町方面に向かいセブンイレブン高神西町店のところを新生方面に向かい 3 0 0 m 進み、小畑方面への曲がり角から 5 0 m 先を右折し 5 0 m 先の三差路の角です。現在はロータリー耕がされてきました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、会社員で、農業に従事できないため譲り渡します。譲受人は、自己が所有する畑に隣接していて作業効率が良いためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

順位 4 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の4

〇〇委員        それでは、順位4番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第3条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇市〇〇〇〇です。申請の地番、地積は八木町4208番1、登記簿地目畑、現況畑、地積641㎡外3筆合計地積1,343㎡です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道126号線を旭方面に向かい、JAちばみどり豊岡支店の先を50m進み右折し、800m進み右折し、100m進み左折したところです。現在は耕作がされていませんでした。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、自宅から離れており、耕作が困難となったためです。譲受人は、経営規模拡大するため、自宅から近く耕作に効率的な申請地を取得したいとのことです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長        担当委員の説明が終わりました。  
              ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。  
              (なし)

議 長        ご意見等が無いようですので、採決いたします。  
              本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。  
              (挙手全員)

議 長        挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。  
              順位5番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の5

〇〇委員        それでは、順位5番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第3条の規定による贈与による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は親田町536番2、登記簿地目畑、現況畑、地積119㎡外20筆合計地積11,074㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をし

たところ、場所は、国道126号線を旭方面に向かい、親田野菜集出荷場を左折し500m直進し右折し100m進んだところ外です。現在はキャベツの収穫が終了していました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、主として農業経営をしている譲受人へ譲り渡します。譲受人は、譲渡人の希望により、譲ってもらいます。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

〇〇委員

登記地目の中に、牧場とあるが、現況畑の場合は、農地法の適用があるか。

事務局

現況地目が、畑の場合は、農地法の許可が必要です。

〇〇委員

贈与とのことだが、贈与税はかかるのか。

事務局

贈与税の計算はしていませんが、110万円の控除ですので、多分かかると思います。

議 長

ほかに、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

順位6番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の6

〇〇委員

それでは、順位6番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第3条の規定による贈与による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は三崎町1丁目84番1、登記簿地目畑、現況畑、地積813㎡外1筆合計地積3,084㎡です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内にあり、

現地調査をしたところ、場所は、国道126号線を旭方面に向かい、三崎町1丁目信号から100m進んだ左側外です。現在はロータリー耕がされていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、主として農業経営をしている譲受人へ譲り渡します。譲受人は、譲渡人の希望により、譲ってもらいます。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

議案第2号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議 長

事務局の朗読が終わりました。

順位1番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第2号の1

〇〇委員

それでは、順位1番についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。本件の譲受人は、東京都〇〇区〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、森戸町533番、登記簿地目田、現況田、地積932㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道356号を東庄方面に進み、忍町のコンビニから800m先の信号左折し、踏切の手前を左折し100m先を左折した右側です。現地調査を行ったところ、現在は、稲刈りの後でした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。ま

た、用途地域については指定されなく、第2種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル164枚を設置する予定で、工期としては令和5年12月15日から令和6年1月31日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されています。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

順位2番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第2号の2

〇〇委員

それでは、順位2番についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。本件の譲受人は、東京都〇〇区〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、笹本町1211番2、登記簿地目田、現況田、地積938㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、県道多古笹本線の豊里台第3公園から小南方面に向かい150m先の右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されなく、第2種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル172枚を設置する予定で、工期としては令和6年1月15日から令和6年4月15日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されています。雑排水については、汚水、雑排水は発

生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を  
し了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと  
考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますので  
よろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

順位3番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

### 議案第2号の3

〇〇委員

それでは、順位3番についてご説明いたします。本件は農地法第5条の  
規定による転用を伴う所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇県〇  
〇市株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇  
〇です。申請の地番、地積は、猿田町701番1、登記簿地目田、現況田、  
地積100㎡外2筆合計地積863㎡です。申請の用途は、太陽光発電施  
設用地です。申請地の場所は、猿田駅から県道銚子旭線を190m進み右  
折し、踏切を渡りY字路を右折し13m進んだ左側です。現地調査を行っ  
たところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農  
業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。ま  
た、用途地域については指定されていませんが、JR猿田駅から300m  
以内のため、第3種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光  
発電パネル156枚・パワコン1台を設置する予定で、工期としては令和  
5年12月20日から令和6年1月20日までの予定となっています。事  
業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水  
については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接  
農地はありませんので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考  
えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよ  
ろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長 担当委員の説明が終わりました。  
ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。  
(なし)

議 長 ご意見等が無いようですので、採決いたします。  
本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。  
(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。  
順位4番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第2号の4

〇〇委員 それでは、順位4番についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇県〇〇市株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、猿田町690番1、登記簿地目田、現況田、地積201㎡外7筆合計地積1,016.60㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、猿田駅から県道銚子旭線を190m進み右折し、踏切を渡りY字路を右折し13m進んだ右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されていませんが、JR猿田駅から300m以内のため、第3種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル144枚・パワコン1台を設置する予定で、工期としては令和5年12月20日から令和6年1月20日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長 担当委員の説明が終わりました。  
ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。  
(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

順位 5 番と順位 6 番は関連がありますので、一括審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 2 号の 5・6

〇〇委員

それでは、順位 5 番と 6 番は関連がありますので、一括してご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇県〇〇市株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇外 1 名です。申請の地番、地積は、芦崎町 4 5 3 番、登記簿地目田、現況田、地積 7 5 0 m<sup>2</sup>外 2 筆合計地積 1, 2 4 1 m<sup>2</sup>です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道 3 5 6 号線を東庄方面に向かい、芦崎町ヤックスドラックの東側で、現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第 2 種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル 1 4 4 枚・パワコン 1 台を設置する予定で、工期としては令和 5 年 1 2 月 2 0 日から令和 6 年 1 月 2 0 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地はありませんので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。  
順位 7 番と順位 8 番は関連がありますので、一括審議いたします。担当  
委員に説明をお願いします。

議案第 2 号の 7・8

〇〇委員

それでは、順位 7 番と 8 番は関連がありますので、一括してご説明いた  
します。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転の申請で  
す。本件の譲受人は、〇〇県〇〇市株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇  
です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇外 1 名です。本申請の地番、地積は、芦  
崎町 5 1 9 番 1、登記簿地目田、現況田、地積 4 2 9 m<sup>2</sup>外 3 筆合計地積 1、  
1 5 8 m<sup>2</sup>です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、  
国道 3 5 6 号線を東庄方面に向かい、芦崎町エネオスのところを左折し中  
島方面に 7 0 m 進み、J R 成田線の踏切の手前左側です。現地調査を行っ  
たところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農  
業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。ま  
た、用途地域については指定されてなく第 2 種農地と判断します。転用計  
画につきましては、太陽光発電パネル 1 8 0 枚・パワコン 1 台を設置する  
予定で、工期としては令和 5 年 1 2 月 2 0 日から令和 6 年 1 月 2 0 日ま  
での予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添  
付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨  
水は、自然浸透です。隣接農地はありませんので、周辺農地等に係る営農  
条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可する  
を相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説  
明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。  
ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。  
(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。  
本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。  
(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。  
順位 9 番と順位 1 0 番は関連がありますので、一括審議いたします。担



の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇県  
〇〇市株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇  
〇〇です。申請の地番、地積は、小船木町1丁目362番、登記簿地目田、  
現況田、地積981㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申  
請地の場所は、県道銚子海上線を、かもめ大橋のほうに向かい、ローソン  
から200mほど進んだら左折し、50m進んだら右折した左側です。現地  
調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分  
としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもあ  
りません。また、用途地域については指定されてなく、第2種農地と判断  
します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル168枚・パワコン  
1台を設置する予定で、工期としては令和5年12月20日から令和6年  
1月20日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の  
残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発  
生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を  
し了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと  
考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますので  
よろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

〇〇委員

太陽光発電設置の場合、隣接農地の所有者・耕作者の了解についての確  
認について、いままで設置した隣接の方の話によると、確認されていない  
ことがあるようなので今一度確認してほしい。

〇〇委員

太陽光発電のための転用であるが、農地が虫食い状態になり、集積との  
関係は大丈夫か。

事務局

現在の申請の状況から、耕作されていない水田に太陽光設置計画が多い  
ようです。第1種農地はもちろん許可できません。農地法で、第2種・3  
種農地は転用可能です。

〇〇委員

順位3番から11番の譲受人が同一の会社であるが、資力について大丈  
夫なのか。

事務局

預金残高にて確認済です。

議 長

ほかに、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長 ご意見等が無いようですので、採決いたします。  
本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。  
ここで、私に関する議題があるため退席し、議長を職務代理者に交代します。

(〇〇委員・〇〇委員・〇〇委員退席)

議 長 議長交代しました。  
議案第3号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議 長 事務局の朗読が終わりました。本議案は、農用地利用集積計画について  
でありますので、順位1番から14番について一括審議いたします。事務局  
に説明をお願いします。

議案第3号

事務局 それでは、農用地利用集積ですので、事務局より順位1番から14番に  
つきまして、ご説明申し上げます。今回、農業経営基盤強化促進事業によ  
る利用権等の設定をしようとするものであります。

設定者は、〇〇町〇〇〇〇外10名。被設定者は、〇〇町〇〇〇〇外外  
12名。申請の地番・地積は、高神西町4780番 登記簿地目畑、現況  
畑、地積474㎡ 外田9筆、畑20筆、合計地積31,746㎡です。

その内容ですが、順位1番から3番及び6番から7番は、新規に10年  
の賃借権を設定しようとするもので、田4筆 畑3筆、合計地積が6,2  
74㎡です。順位4番は、新規に5年の賃借権を設定しようとするもので、  
畑4筆、合計地積が7,596㎡です。順位5番は、新規に10年の使用  
貸借権を設定しようとするもので、畑1筆、地積が618㎡です。

順位8番は、継続して5年の賃借権を設定しようとするもので、畑1筆、  
地積が2,672㎡です。最後に順位9番から14番は、売買により所有  
権を移転しようとするもので、田5筆 畑12筆、合計地積が14,58  
6㎡です。以上順位1番から14番の権利を取得しようとする被設定者は  
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に規

定されている利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、また、関係書類も整備されています。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。

〇〇委員 順位1番について、新規10年の契約であるが、この内容と理由について教えてもらいたい。

事務局 新規になっているが、契約内容が変更になったため新規扱いになりました。当初は、平成25年からです。理由については、被設定者が効率的な農業経営ができるためです。

議 長 ほかに、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(なし)

議 長 ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

以上をもちまして議長を交代いたします。ありがとうございます。

(〇〇委員・〇〇委員・〇〇委員着席)

議 長 議案書の7ページから8ページに届出事項がございますので、ご覧ください。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(なし)

以上で、予定した議事が全て終了しました。これもちまして、令和5年度第9回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、ご苦労様でした。

————— 午後4時50分閉会 —————

銚子市農業委員会会議規則第13条により署名する。

議 長

署名委員

署名委員